

中国での良心の囚人からの臓器収奪を調査する 独立した民衆法廷

臓器収奪（強制臓器摘出）は臓器売買の一形態で、臓器摘出の過程で人が殺害される。中国市民、中国への渡航移植者が、売買された臓器を移植されるレシピエントであり、かなりの金額を支払っている。

臓器収奪の犠牲者は主に、仏家功の修煉法・法輪功を修める人々、新疆ウイグル自治区で現在大量に拘束されているトルク系のイスラム教徒だが、チベット仏教徒、中国家庭教会のキリスト教徒も対象となっていると報告されている。

中国の高官や医師に対して、臓器収奪への懸念は繰り返し提起されてきたが、常に否定されてきた。

しかし、中国側が主張する自発的な臓器提供制度だけではこれほど多くの臓器源の説明にはならない。中国の医師は臓器収奪を一蹴してきたため、臓器収奪の本質への取り組みは皆無だった。

中国・民衆法廷 概説

ジェフリー・ナイス卿(QC)（旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷でスロボダン・ミロシェヴィッチの起訴を率いた法律家）を議長とした「中国・民衆法廷」は、中国での良心の囚人からの臓器収奪に関する入手可能なすべての証拠を、独立した形で初めて法的に分析した。中国で臓器収奪に従事した可能性のある中国の国家あるいは国家が承認する機関に所属する個人、団体、高官が、罪を犯しているとしたら、どの罪にあたるのかを裁定することが目的だった。

ジェフリー卿の率いる判事団には、米国、英国、マレーシア、イランからの6名が加わり、国際人権法、移植医療、国際関係、中国史、ビジネスの各専門知識が活かされた。

「中国・民衆法廷」は、「中国での臓器移植濫用停止（ETAC）国際ネットワーク」の委託により発足した。中国での臓器収奪を停止させることに専心する法律家、学者、医療専門家、調査者、人権擁護者から構成される人権団体である。これまでの臓器収奪を扱った多くの報告書（著名な団体のものも含まれる）の存在から、ETACは「中国・民衆法廷」の必要性を感じた。

中国での臓器移植の行為が、国際的な犯罪行為に該当するかを具体的に扱う報告書はこれまで存在しなかったことも「中国・民衆法廷」を委託する意義となった。

ETACが委託した法廷だったが、裁定がETACに影響されることのないように、ETACと法廷（判事団）は慎重に切り離された。提出された証拠や連絡はすべて、法廷顧問のハミッド・サビ氏を介して行われた。

「中国・民衆法廷」は、12ヶ月間にわたり証拠と反証を公募し、2018年12月と2019年4月に公聴会を開き、50人以上の事実証人、専門家、調査者が証拠を提出。また、「中国・民衆法廷」では、エドワード・フィッツジェラルド氏(QC)とダートック・N.シヴァナンサン氏から法律専門家としての見解を受けた。

同法廷では、世界保健機関(WHO)、国際移植学会(TTS)、イスタンブール宣言評議(DICG)、ローマ法王庁科学アカデミー(PAS)の代表者、中国の著名な移植専門家、中国政府に連絡を入れ、中国での過去と現在の移植行為に関する証拠を提供するように求めた。

2019年6月、臓器収奪の疑惑は合理的な疑いを超えて証明されたと発表。以下は裁定の一部。

- 強制臓器収奪は、中国全域で、何年にもわたり、かなりの規模、行われてきており、法輪功学習者がおそらく主な臓器源である。
- ウイグルに関しては、本法廷は大規模な医療検査の証拠を得た。他の用途もあるが、ウイグル人が「臓器提供バンク」となりうる検査である。
- 本法廷は、中国の移植産業に関連するかなりのインフラが数多く解体された証拠を一切見つけておらず、すぐに入手できる臓器の源に関する納得のいく説明も得られていないため、強制臓器収奪は今日も続けられていると結論する。
- 法輪功およびウイグルに対する「人道に対する犯罪」は、合理的な疑いを超えて立証された。
- 各国政府および中華人民共和国とかなりの形で関わってきた者は、自分たちが犯罪国家と関わっていることを認識すべきである。

中国・民衆法廷—裁定（リンク）

中国・民衆法廷 裁定
9分のドキュメンタリー（日本語字幕付き）
https://youtu.be/36Dz_8GKkjg

民衆法廷の邦訳サイト
（憲章・判事団・資料・公聴会の実録・裁定・報道）
<http://jp.endtransplantabuse.org/中国・民衆法廷/>

英語原文：
裁定の要旨、裁定の要約、裁定の完全版
<https://chinatribunal.com/final-judgment/>

陳述書、提出物すべての英語原文：
<https://chinatribunal.com/submissions/>

判事団が査定した資料一覧の英語原文：
<https://chinatribunal.com/reading-material/>

具体的な行動

無実の犠牲者から強制的に臓器を摘出するという恐るべき違法行為と、このために助長される不道德な臓器売買に終止符を打つために、「中国・民衆法廷」では、国際社会に「具体的な行動」を呼びかけた。

裁定では下記のように記されている。

「強制臓器収奪は、前世紀の大量殺害と死者数を比較したとしても、比類なき邪悪であることを、本法廷は留意している。一部の者もしくは多くの者のなかに、ジェノサイドが行われたとする正当な信念があり、その確信は高まっている。」

「上述に沿い、さらに挙げられた証拠と法律を考慮し、調査を起し手続きを取る権威のある者は、国際法廷もしくは国連でジェノサイドが行われたかを分析する義務がある。これらの者は、ジェノサイド条約の条例に反する行為への責任所在を追及するために即座に行動すべきである。」

これらの裁定の言葉を鑑みて、緊急な行動が求められている。

具体的な行動の一部として下記が挙げられる。

- 大学や病院は、移植の研究や医療関係者の養成を含む、中国とのすべての移植関連の協力関係を即刻停止する。
- 各国政府は、移植ツーリズムを明確に禁じる法律を導入・支持する。
- 国際社会は、臓器収奪を公に非難し、「中国における良心の囚人からの臓器収奪に関する調査委員会」の設置を求める。
- 中国政府は、法輪功とウイグルへの「人道に対する犯罪」の責任を負うべきである。